

参考3 笠間市観光振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の観光振興基本計画を策定するため、笠間市観光振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他観光振興基本計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員会は、所掌事務が終了したときをもって解散する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業経済部商工観光課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月7日から施行する。